

証券取引約款（法人のお客さま用）新旧対照表

新	旧
(注文の執行等)	(注文の執行)
第16条 (現行どおり)	第16条 (省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)
(1)～(6) (現行どおり)	(1)～(6) (省 略)
3 <u>第1項にかかわらず、金融商品取引所等のシステム障害により取引が停止され金融商品取引所等により当社の呼値が取り消された場合、お客さまから受付けた金融商品取引所等への注文について当社はあらかじめお客さまに連絡することなく次のとおり取り扱います。</u>	(追 加)
(1) 営業店とお取引のお客さま	(追 加)
① 東京・名古屋・札幌・福岡の各証券取引所における、執行条件のない注文（「成行」または「指値」注文）については、取引停止の解消後相当の時間内に執行します。	(追 加)
② ①の各証券取引所における執行条件付注文（「寄付き」・「引け」・「不成」・「引成」注文等）、または①の各証券取引所以外の金融商品取引所等における注文については、受付けた注文の取消を行います。	(追 加)
(2) 営業店以外（市場商品本部の各営業部署）とお取引のお客さま	(追 加)
お客さまからの別途の指示の有る場合を除き、受付けた注文の取消を行います。	(追 加)
4 <u>第1項にかかわらず、当社の責に帰すべきシステム障害により、当社が受付けたお客さまの注文について以下の各号に該当する場合、当社はあらかじめお客さまに連絡することなく、本来の注文内容に従って約定を訂正させていただくことがあります。ただし、当社受付前の注文は除きます。システム障害の発生の有無および発生時刻、復旧時刻は、当社判断によるものとします。なお、約定の訂正にはお時間をいただく場合があります。</u>	(追 加)
(1) 本来約定すべき注文が約定していない場合	(追 加)
(2) 本来の注文内容に従って約定すべき価格よりも不利な価格で約定している場合	(追 加)
(3) 本来取消されるべき注文が約定している場合	(追 加)
5 <u>単元未満株の注文について、単元未満株の取引を取次ぐ金融商品取引業者のシステム障害等の場合、当社は最良執行方針に基づいて、あらかじめお客さまに連絡することなく自ら相対売買を行う場合があります。</u>	(追 加)
2022年4月	2021年7月